

市スポーツ施設の運営業務に関する 随時及び行政監査結果報告書

第1 監査種別

地方自治法第199条第2項及び第5項の規定による監査

第2 監査日時

令和元年6月4日(火) 午後1時～同3時30分

第3 監査対象

- (1) 市スポーツ施設の貸し出し事務全般について
- (2) 市スポーツ施設の使用料の徴収事務全般について
- (3) 市スポーツ施設管理に関する事項全般について
- (4) その他

第4 監査方法

担当職員より、監査対象の内容及び業務体制、特に竜王・敷島・双葉での事務の実施体制と使用料の徴収から金融機関への納付までの流れ等を中心に説明を受け、質疑等を通じて判明した問題点や課題、改善策等について検証した。

第5 監査内容

- (1) 市スポーツ施設運営の概要について
- (2) 施設の貸し出し事務の流れについて
- (3) 担当業務の体制について
- (4) 過去3箇年度の使用状況と収納金額の推移について
- (5) 今後に向けての改善点について
- (6) その他

第6 監査の結果

不祥事の発覚、公表を受け監査を執行するまでの短期間並びに市側の刑事告訴も検討されていたため、書類確認をはじめとした細部にわたる監査は実施できなかったが、業務については概ね適正に執行されていることは確認できた。

しかし、次の点については早期に改善を望むものであり、再度、業務全般を見直し、今後同様の不祥事が発生しないよう、再発防止に向け、鋭意取り組まれない。

なお、監査時に気付いた事務処理上の簡易的な事項は、その都度口頭で指摘し、改善等を要請したので、記述は省略した。

- (1)現金と申請書類の突合作業、また金庫への保管から指定金融機関納入までの業務を複数の職員により確認するなど、二重のチェック体制構築を図られたい。特に、敷島・双葉については、公民館長の協力を得るなかで、館長の確認業務を明文化するなどを検討されたい。
- (2)滅失等の防止を図るため、申請書には連番を付けるなど改善されたい。
- (3)明確な経理の観点から、敷島・双葉においても本課と同様につり銭を準備するなど、使用料とつり銭の住み分けを行い、市民から納められた使用料は確実に納付するよう改善されたい。
- (4)利用者の声を的確に把握する最良の手段として、アンケートを実施し、更なるサービスの向上を図られたい。
- (5)今回、監査で浮き彫りとなった問題点や課題、改善策等については、スポーツ振興課のみならず、市全体の問題として受け止め、二度と同様の不祥事が起こらぬよう、他の部課へもフィードバックされ、公金・準公金の取り扱いについてはさらに慎重を期すよう改善されたい。

令和元年 6 月 14 日

甲斐市代表監査委員 小林 春 男

甲斐市監査委員 望 月 寛 一

甲斐市監査委員 小 浦 宗 光